

令和3年度新富町商工業振興補助金第2回公募要領

令和3年11月

新富町産業振興課

新富町では、経営改善等を図る意欲ある事業者を支援するため、新富町商工業振興補助金を交付することとしております。

1 補助金概要（補助メニュー、上限額、対象経費、活用例等）

区分	補助金の額	対象経費	活用例
人材育成補助金	上限 10 万円	研修費、交通費、宿泊費など	・県外で開催される研修に社員を派遣する など
繁盛店支援補助金	上限 20 万円	店舗の改装・改修費、販売促進費、各種展示会への参加費、コンサルへの相談費など	・店内外を改装 ・新しい設備を導入したい ・販路開拓・拡大のために展示会に出展したい ・テイクアウトの受注を増やすため、タブレット端末を購入したい など
企業グループ共同支援補助金	上限 50 万円		
人材確保推進補助金	上限 10 万円	合同企業説明会等に出展するための負担金、交通費並、宿泊費など	・県外の合同企業説明会に出展したい ・学生の研修に交通費と宿泊費を支給したい など
新商品開発支援補助金	上限 20 万円	新商品開発のための研究費・材料費、視察等の交通費、宿泊費など	・県外の工場を視察したい ・新商品のパッケージのデザインを依頼など
事業承継支援補助金	上限 20 万円	専門家への相談費など	・事業を譲りたいので専門家に相談したい など
⑧ 高付加価値化等推進事業補助金	上限 50 万円 ※事業費が 50 万円以上になることが必要。	店舗の改装・改修費、販売促進費、コンサルへの相談費、IT や AI の活用に関する経費など	・インターネットを活用した受注システムを構築する ・短時間で大量生産できる機械の導入など
⑨ 環境対策支援補助金	上限 50 万円	生ごみ処理機の購入費など	・生ごみ処理機を導入したい

※ 補助率はすべて 3 分の 2 以内となります。

※ 詳細な要件等は、「新富町商工業振興補助金交付要綱」をご参照ください。

2 補助金対象者

- ・ 町内に事業所を有する個人又は町内に本社を有する法人で、町長が適当と認める者。
- ・ 補助金の交付申請までに納期の到来している町の公租公課を完納していること。
- ・ 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ・ 本補助と同一の内容で国(独立行政法人を含む。)又は地方自治体の他の補助金若しくは助成金の交付を受けていない者又は受けることが決まっていない者。

3 提出書類

(1) 交付申請

補助金交付申請書（様式第 1 号）、事業計画書、収支予算書、申請者の完納証明書、見積書（多数ある場

合には、全体を整理した一覧表を作成すること)、事業継続性の確認シート、直近1か年の貸借対照表及び損益計算書など

(2) 実績報告

実績報告書(様式第3号)、収支決算書、事業総費用の支払いが確認できる書類(領収書の写し等)、事業実施の確認が取れるもの(チラシ、写真等)、補助金請求書など

(3) その他

事業完了後、3か年の貸借対照表及び損益計算書

※ 毎年7月ごろに当課から提出を依頼する文書を送付します。

4 申請受付期間

令和3年11月1日(月)から12月28日(火)まで

5 申請書受付場所

新富町役場2階 産業振興課 商工振興係

6 審査

当該補助金は、事業内容等を審査の上、予算の範囲内において交付の可否を決定します。なお、事業内容等については、以下の事項等を評価します。

- ・ 現状の課題解決に向けた的確な分析と事業目的の設定ができているか。
- ・ 事業目的達成につながる事業内容か。費用対効果、具体性、実現可能性。
- ・ 町内事業者を活用しているか。活用していない場合は正当な理由があるか(「町外のほうが安い」「長年付き合いがある」などは理由として認められない。正当な理由の事例としては、「町内で調達できない」など)。
- ・ 商工会からの経営指導等を受けているか。
- ・ 今後長期間にわたり事業が継続していく展望があるか。

7 予算額(募集額)

2,000千円程度

8 その他

以下の新富町ホームページから様式、公募要領、交付要綱等のファイルがダウンロードできます。

URL: <https://www.town.shintomi.lg.jp/item/18946.htm#itemid18946>



9 問合せ先

新富町役場産業振興課

担当 柳田 ☎33-6029